

京都市集会所新築等補助金交付規則

昭和46年10月 1 日

規則第77号

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）その他別に定めがあるもののほか、自治会、町内会その他の住民が組織する団体（以下「自治会等」という。）が行う集会所の新築、増築、改築若しくは修繕又は共同住宅（京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例第2条第2項第3号に規定する特定共同住宅をいう。以下同じ。）の一部を集会所の用途へ変更することに伴う増築、改築若しくは修繕（以下「集会所の新築等」という。）に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 補助金は、地域における住民の自主的な活動の拠点としての集会所の新築等を支援することにより、住民の福祉の向上及び地域社会の活性化を図ることを目的として交付する。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる集会所の新築等は、次に掲げる基準に適合する集会所の新築等で、市長が適当と認めるもの（以下「補助事業」という。）とする。

- (1) 集会所の敷地及び建物（新築する場合を除く。）について自治会等が使用の権原を有すること。
- (2) 集会所の敷地又は建物を借用する場合にあっては、その借用の期間が10年以上であること。
ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- (3) 集会所を新築しようとする場合にあっては、自治会等の構成員の数（2以上の自治会等が共同して新築しようとする場合にあっては、それぞれの構成員の数の合計）がおおむね1,000人以上で、かつ、新築しようとする集会所からおおむね500メートルの範囲内に主として住民の集会の用に供する施設（共同住宅の集会所を除く。）がないこと。ただし、市長が当該地域の地理的条件その他の事情を勘案してやむを得ないと認めるときは、この限りでない。
- (4) 集会所を新築しようとする場合にあっては、その延べ床面積が、おおむね70平方メートル以上であること。
- (5) 集会所の新築等が、条例第9条に基づく申請の日の属する年度の末日までに完了するものであること。ただし、当該年度の末日までに完了しないことにつき、やむを得ない理由がある

と市長が認めるときは、この限りでない。

- 2 補助金の交付の対象者は、補助事業を行う自治会等（次条第1項第2号に規定する額の補助金にあつては、同号に規定する寄付金の寄付に当たり指定された集会所の新築等を行う自治会等に限る。）とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、次の各号のいずれかに掲げる額とする。

- (1) 補助事業に要する経費として別に定める基準により認定する額の2分の1に相当する額の範囲内において別に定める額
 - (2) 地域再生法第13条の2に規定する寄附として受けた寄付金のうち特定の自治会等が行う集会所の新築等を指定して寄付されたもの等（以下「寄付金」という。）を財源として、補助事業に要する経費として別に定める基準により認定する額
- 2 前項各号の規定する補助金の限度額は、次に掲げる額とする。
 - (1) 前項第1号に規定する額の補助金 新築の場合にあつては1件につき8,000,000円、その他の場合にあつては1件につき4,000,000円
 - (2) 前項第2号に規定する額の補助金 1件につき申請に係る集会所の新築等を指定して寄付された寄付金の額の9割
 - 3 同一の補助事業に係る補助金の交付は、第1項各号に規定する額の補助金のいずれか一方とする。

（交付の申請）

第5条 条例第9条に規定する市長等が定める期日は、補助事業に係る工事に着手しようとする日の30日前（災害その他の理由により緊急の必要がある場合にあつては、7日前）の日とする。

- 2 条例第9条に規定する別に定める事項を記載した申請書は、集会所新築等補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）とする。
- 3 条例第9条に規定する市長等が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 集会所新築等計画書（第2号様式）
 - (2) 集会所新築等収支予算書（第3号様式）
 - (3) 工事費見積書
 - (4) 設計図
 - (5) 申請に係る集会所の敷地及び建物（新築する場合を除く。）に係る登記事項証明書その他の自治会等が使用の権原を有することを証する書類

(6) 付近見取図

(7) 特定の自治会等が行う集会所の新築等を指定して寄付をする者があること及びその額を証する書類（第4条第1項第2号の規定する額の補助金の交付を受けようとする場合に限る。）

(8) その他別に定める書類

4 市長は、補助金の交付を受けようとする自治会等に対し、補助事業に係る工事を京都市公契約基本条例第2条第3号に規定する市内中小企業に発注するよう協力を求めるものとする。

（申請事項の変更等の承認）

第6条 条例第12条第1項の規定による通知を受けた自治会等（以下「交付決定自治会等」という。）

の代表者は、交付申請書若しくはその添付書類に記載した事項の変更（別に定める軽微な変更を除く。）をし、又は補助事業を中止しようとするときは、別に定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第7条 条例第18条第1項に規定する報告書は、集会所新築等実績報告書（第4号様式）とする。

2 条例第18条第1項に規定する市長等が定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 集会所新築等収支決算書（第5号様式）

(2) 領収書その他の補助事業の実施に要した費用を支払ったことを証する書類

(3) 集会所の写真

(4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の概算払）

第8条 市長は、条例第21条第2項の規定に基づき、補助事業に係る工事に着手したとき、及び当該工事の6割が完了したときに、それぞれ補助金の交付予定額の3割に相当する額の範囲内の額について概算払をすることがある。

2 交付決定自治会等の代表者は、前項の概算払を受けようとするときは、別に定めるところにより、市長に請求しなければならない。

（廃止の届出）

第9条 交付決定自治会等の代表者は、補助金を受けた集会所を廃止しようとするとき（条例第31条第1項本文の規定により市長の承認を受けようとするときを除く。）は、集会所廃止届（第6号様式）によりあらかじめ市長に届け出なければならない。

（書類の経由）

第10条 条例及びこの規則により市長に書類を提出しようとするときは、当該自治会等が所在する

区の区長を経由しなければならない。

(補則)

第11条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、文化市民局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年 8 月 2 日規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 3 年 3 月30日規則第130号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市集会所新築等補助金交付規則の規定（第10条の規定を除く。）は、平成 3 年 1 月 1 日以後に交付の決定があった補助金について適用し、同日前に交付の決定があった補助金については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (平成10年 6 月22日規則第25号)

(施行期日)

1 この規則は、平成10年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成11年11月26日規則第68号)

この規則は、平成11年12月 1 日から施行する。

附 則 (平成17年 3 月 4 日規則第71号)

この規則は、平成17年 3 月 7 日から施行する。

附 則 (平成17年 3 月23日規則第72号)

この規則は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成21年 3 月31日規則第99号)

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 3 月31日規則第141号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の京都市集会所新築等補助金交付規則第 5 条の規定により交付する旨を決定した補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成25年11月15日規則第110号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年 3 月31日規則第88号）

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- （1） 第 3 条第 1 項第 2 号にただし書を加える改正規定並びに第 7 条第 2 項第 4 号、第 1 号様式及び第 4 号様式から第 6 号様式までの改正規定 公布の日
- （2） 第 5 条に 1 項を加える改正規定 平成29年 4 月 1 日
- （3） 前 2 号に掲げる規定以外の規定 平成30年 4 月 1 日

附 則（令和 5 年 3 月31日規則第96号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式(第 5 条関係)

集会所新築等補助金交付申請書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
主たる事務所の所在地	名称及び代表者名 電話 —

京都市補助金等の交付に関する条例第 9 条の規定により補助金の交付を申請します。	
工事の内容	
申請の理由	
申請の区分	京都市集会所新築等補助金交付規則第 4 条第 1 項 ☐ 第 1 号 ☐ 第 2 号 に規定する額の補助金

注 該当する□には、レ印を記入してください。

第2号様式(第5条関係)

集会所新築等計画書

工事の内容			
工事費の総額		申請する補助金の額	
円		円	
集会所 の用地	所在地		
	地 積		地 目
	所有者の住所		所有者の氏名
構造, 内訳及 び用途	構 造		
		面 積	用 途
	1 階		
	2 階		
	計		
着工予定年月日		しゅん工予定年月日	
年 月 日		年 月 日	
団体を構 成する町 の名称及 び人員 (年 月 日 現在)	町 の 名 称		人 員(世帯数)

第3号様式(第5条関係)

集会所新築等収支予算書

収 入			支 出			
項 目	金 額	摘 要	項 目	金 額	摘 要	
工事費準備金	千 円		仮 設	千 円		
特 別 会 費			基 礎			
寄 付 金			木 工			
借 入 金			金 属			
			屋 根			
			左 官			
			塗 装			
			電 気			
			給 排 水			
			方 ス			
市補助予定金						
計			計			

第4号様式(第7条関係)

集会所新築等実績報告書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
主たる事務所の所在地	名称及び代表者名 電話 —

工事の内容				
集会所 の用地	所在地			
	地 積		地 目	
	所有者の住所		所有者の氏名	
構造, 内訳及 び用途	構 造			
		面	積	用 途
	1 階			
	2 階			
	計			
着工年月日 年 月 日			しゅん工年月日 年 月 日	
集会所の 利用の対 象となる 町の名称 及び人員 (年 月 日 現在)	町 の 名 称		人 員(世帯数)	摘 要

第 5 号様式(第 7 条関係)

集会所新築等収支決算書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
主たる事務所の所在地	名称及び代表者名 電話 ー

下記のとおり決算しましたので報告します。

集会所の名称

収入の部

項 目	予 算 額	精 算 額	摘 要
工 事 費 準 備 金	円	円	
特 別 会 費			
寄 付 金			
借 入 金			
市 補 助 金			
計			

支出の部

項 目	予 算 額	精 算 額	摘 要
仮 設	円	円	
基 礎			
木 工			
金 物			
屋 根			
左 官			
塗 装			
電 気			
給 排 水			
ガ ス			
計			

第 6 号様式(第 9 条関係)

集 会 所 廃 止 届

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
主たる事務所の所在地	名称及び代表者名 電話 —

京都市集会所新築等補助金交付規則第 9 条の規定により届け出ます。	
集 会 所 の 名 称	
集 会 所 の 所 在 地	
集会所の廃止年月日	年 月 日
集会所の設置年月日	年 月 日
補助金の交付年月日	年 月 日
廃 止 の 理 由	
廃止後の敷地及び建物の利用の内容	